

四日市市農業経営開始資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第60号

四日市市農業経営開始資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業経営開始資金交付規則（平成25年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付要件等)</p> <p>第2条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>地域計画(基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。)</u>のうち<u>目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。)</u>に<u>位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、</u>人・農地プラン進め方通知の2の(1)の実質化された人・農地プラン、<u>同通知の3</u>により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び<u>同通知の4</u>により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等に中心となる</p>	<p>(交付要件等)</p> <p>第2条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 人・農地プラン進め方通知の2の(1)の実質化された人・農地プラン、<u>同通知3</u>により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び<u>同通知4</u>により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等 <u>(以下「人・農地プラン」という。)</u>に中心となる経営体として<u>位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること</u>（以下「<u>人・農地プラン</u>」に位置づけられた</p>

経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア (略)

イ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）の別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2の農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者確保緊急対策実施要綱」という。）の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研

者等」という。）。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア (略)

イ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）の別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2の農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に

修支援事業」という。)による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 四日市市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第484号)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

エ 四日市市経営発展支援事業費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第503号。以下「経営発展支援事業」という。)又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業(以下「初期投資促進事業」という。)について補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦の場合は750万円)の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8)から(10)まで (略)

(11) 令和2年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 (略)

2 (略)

3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて第1項の額に1.5を乗じて得た額(1円未

受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8)から(10)まで (略)

(11) 平成31年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 (略)

2 (略)

3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて第1項の額に1.5を乗じて得た額(1円未

満は切捨て)を交付する。

(1)及び(2) (略)

(3) 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が第1項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も含め交付の対象外とする。

満は切捨て)を交付する。

(1)及び(2) (略)

(3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が第1項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も含め交付の対象外とする。

第1号様式の2を次のように改める。

年 月 日

農業経営開始資金申請追加資料

四日市市長 あて

住 所：
[申請者]氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
(署名又は記名押印してください)

四日市市農業経営開始資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図又は人・農地プラン」への位置づけ等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（農業経営開始資金）

年 月 日 ~ 年 月 日

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、就農準備支援事業、経営発展支援事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得＊	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 【所見】	
私は、就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があります。	<input type="checkbox"/>

添付書類

別添 1. 収支計画

別添 2. 誓約書

別添 3. 履歴書

別添 4. 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添 5. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内である事を証明する書類

(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど))

別添6. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添7. 通帳の写し

別添8. 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

*「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」

別添9. 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

※その他、市長が必要と認める書類(前年の所得証明書など)

別添 1

収 支 計 画

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始				
			計画 1年目 (年月 ～年月)	計画 2年目 (年月 ～年月)	計画 3年目 (年月 ～年月)	計画 4年目 (年月 ～年月)	計画 5年目 (年月 ～年月)
農 業 収 入	〇〇（作 目）	経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
	その他						
	農業経営開始資金(円)※						
	収入計（円）①（資金を除く）						

		経営開始				
		計画 1年目 (年月 ～年月)	計画 2年目 (年月 ～年月)	計画 3年目 (年月 ～年月)	計画 4年目 (年月 ～年月)	計画 5年目 (年月 ～年月)
農業 経営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						
所得計 (円) ①－②						

※夫婦共同経営の場合は150万円の1.5倍。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

農業経営開始資金交付申請書

農業経営開始資金の交付を受けたいので、四日市市農業経営開始資金交付規則第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始前の所得、被災による資金の 交付休止期間中の所得及び資金を除く額 ^{※2} を 記載	(ア) 円
今年の交付金額 ^{※3、※4} (150万円)	(イ) 円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載	円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による 給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度(失業 手当)等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代 雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研 修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発 展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始 年目・交付開始 年目（～ 月分））

住 所

氏 名

四日市市農業経営開始資金交付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭羽数等			
合 計					
農業経営 の構成 (補助事 業者本 人・家族 労働力)	氏 名	年 齢	補助事業者・補助 事業者との続柄 (法人経営にあた っては役職)	年間の農業 従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力			(人／日※)		

※1日の農業従事時間を8時間で換算

2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業 受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

3. 前年の世帯全体の所得（資金含む）※1

※農業経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

	万円
前年の世帯全体の所得が 600万円 を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
<p>※本欄は市の記入欄</p> <p>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）</p> <p>【所見】</p>	

4. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに第1号様式の2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）
2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
3. 通帳及び帳簿の写し
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。）
※親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する。
6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
（農業経営開始資金の交付期間のみ添付する。）

※1 7月の報告の際のみ記入する。

別添 2

決 算 書 (○年)

			計画※	実績	実績／計画
			経営開始○ 年目 a		
農 業 収 入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高(円)			
	その他				
農業経営開始資金(円)					
収入計① (資金を除く) (円)					

			計画※	実績	実績／計画
			経営開始○ 年目 a		
農 業 経 営 費 (円)	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計(円)②					
【参考】設備投資 (内容、金額)					
農業所得計(円)③ = ① - ②					
農外所得(円)④			所得合計(円)③ + ④		

※計画欄には、第1号様式の2 別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第17条関係）

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市農業経営開始資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、新規就農者育成資事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注）情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構、東海農政局、三重県、
農業経営・就農支援センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、
株式会社日本政策金融公庫、三重県農業会議、三重北農業協同組合、
鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、四日市市農業委員会、
三重県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

（署名又は記名押印してください）

(参考)

第1 本事業における個人情報の取り扱いについて

市長は、交付対象者情報に記載し、又はデータベースに登録される交付対象者に係る個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき、適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる事項について、交付対象者の個人情報の記載や確認が必要となることから、以下の通り個人情報の利用目的を明らかにするとともに、交付対象者ご本人の同意書をいただく必要があります。

第2 交付対象者ご本人に同意をいただく内容

個人情報の取扱いについて、交付対象者ご本人に同意をいただく内容としては、以下のとおりです。

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の四日市市農業経営開始資金交付規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に青年等就農計画等の承認を受ける事業から適用し、現に承認を受けた青年等就農計画等に基づき実施している事業は、なお従前の例による。

(商工農水部農水振興課)